

4. 沖縄県立球陽高等学校いじめ防止基本方針【概略版 1/2】

はじめに

いじめはいつ、どの学校でも、誰にでもおこることから、次のことを念頭におく。

- ① 基本方針に基づく対応を徹底し、職員がいじめを抱え込まず、組織として一貫した対応を行う。
- ② いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示し、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につなげる。
- ③ いじめの被害者の立場に立つことを明示し、加害者成長支援の観点も含め、支援につなげる。

いじめの定義

(いじめ防止対策推進法第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、
- ✓ 嫌なことを言われる
- ✓ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩
- ✓ かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴
- ✓ られたりする
- ✓ 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊され
- ✓ たり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なこと
- ✓ をされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌
- ✓ なことをされる
- 性的いたづらをされる



基本的な考え方

(1) いじめの防止

全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的取組を目指します。

- ① 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す
- ② 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度などを養う
- ③ ストレス等の改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
- ④ 全ての生徒が安心できる学校生活づくりを目指す
- ⑤ いじめの認識を広め、家庭等と一体なって取組の普及啓発を行う

(2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、生徒の変化に気付く力を高める
- ② いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめを認知する
- ③ 調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等、訴えやすい体制を整える

(3) いじめへの対処(図2)

いじめがあることが確認された場合、

- ① いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全確保、詳細確認をする
- ② いじめたとされる生徒に対して事情確認や指導等の組織的な対応を行う
- ③ 家庭や教育委員会へ連絡・相談し、事案に応じて関係機関との連携を行う

(4) 家庭との連携

生徒の健やかな成長を促し、多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように家庭との連携を図る。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、学校がいじめの生徒に対して行う指導については、関係機関(警察、児童相談所、医療機関等)との適切な連携を行う。

気になることがあったら、
 沖縄県立球陽高等学校
 TEL:098-933-9301、FAX:098-933-6212
 いじめ防止対策委員会：担当教頭

沖縄県立球陽高等学校いじめ防止基本方針【概略版 2/2】

いじめ防止対策委員会

法第22条で定められた学校においていじめ防止の対策を行う組織。

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的、組織的な対応を行う。

メンバー：教頭、各当該学級担任、各学年主任、生徒指導主任、教育相談担当、その他（養護教諭及び部活動顧問等）

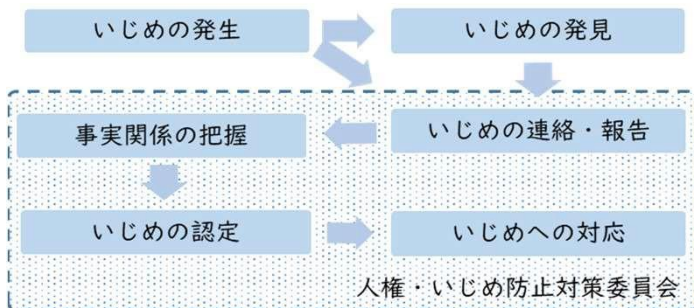


図2 いじめへの対応の流れ

役割

- 1) 未然防止の取組
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの推進
- 2) 教職員の共通理解と意識啓発
- 3) 生徒や保護者への情報発信と意識啓発
ホームページへの掲載等情報発信の推進
- 4) いじめ事案の集約
相談・通報を受け付ける窓口
情報の収集と記録、共有
- 5) いじめの認定
生徒への調査等による事実関係把握といじめの判断
- 6) いじめへの対応
被害生徒への支援、加害生徒への指導、保護者との連携
- 7) 重大事態への対応
学校がその調査を行う場合、母体となる。

取組内容／月

4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3

防止プログラム（年間計画：校内研修、個別面談・教育相談、アンケート、いじめ防止等の取組）

		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	いじめ防止対策委員会の開催（定例）	○			○		○			○		○	○
	アンケートの計画・実施・対処			○	○				○	○		○	○
	基本方針の見直し											○	○
	相談窓口の開設（SC相談含）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
生徒への取組	学校基本方針の取組周知（生指）	○											
	学校行事（遠足・歓迎球技大会等）	○	○	○									
	アンケート実施及び対処（生指）			○	○				○	○		○	○
	個人面談（担任が実施）				○								
	学校評価アンケート（教頭作成、生徒回答）											○	
保護者への取組	学校基本方針の周知・連携依頼（生指）	○											
	三者面談等（担任）				○								
	学校評価アンケート（教頭作成、保護者回答）											○	
関係機関連携	学校評議員会				○					○		○	
	学校・警察連絡協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

重大事態について（いじめ防止対策推進法）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（以下省略）

重大事態の調査

① 調査の趣旨及び調査主体

事態に対処し、同種事態の発生防止に資するために行う。事態発生の場合には、事案の調査主体、調査組織などは県教育委員会の判断となる。

② 事実関係を明確にするための調査実施

調査は重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。

その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。